

# 山梨市移動販売支援事業補助金交付要綱

平成 25 年 3 月 26 日

山梨市告示第 42 号

## (目的)

第 1 条 この要綱は、身近な商店の減少や高齢化等により、日常生活に必要な食料品及び日用雑貨品等（以下「日用生活物資」という。）の買い物が困難な状況に置かれた市民（以下「買い物弱者」という。）を主な対象者として移動販売を行う事業者に対し、移動販売に使用する車両購入費等に要する経費の一部を補助することにより、買い物弱者に対して買い物をする機会の確保を目的として、山梨市補助金等交付規則（平成 17 年山梨市規則第 43 号）に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において「移動販売」とは、移動販売車（商品を販売するための設備及び冷蔵機器を備え付けた車両をいう。以下同じ。）を使用し、市内各地域を巡回して日用生活物資を販売することをいう。ただし、特定の販売品目のみの移動販売、車内で調理加工をした食品等を販売する移動販売又は特定の世帯若しくは施設に訪問しての移動販売又は商品のみを配達するものは除くものとする。

## (対象者)

第 3 条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 4 号に定める中小企業者で、市内に本店がある会社法人及び市内で事業を営んでいる個人事業者。
- (2) 日用生活物資の調達が困難であると市長が定める地域等に住所を有する買い物弱者を対象として、現に移動販売をする者又は移動販売をしようとする者であること。
- (3) 移動販売の品目に生鮮食料品（精肉、鮮魚及び野菜をいう。）の内 2 品以上を販売する者であること。
- (4) 事業開始日から 5 年以上継続して移動販売をする意思を有すること。
- (5) 移動販売に係る関係法令を順守する者
- (6) 山梨市において、市民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- (7) この要綱による補助金を同一年度内に 20 万円以上受けていないこと。

2 前項第 2 号に規定する市長が定める地域等は、別表のとおりとする。

## (対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、移動販売車の購入又は移動販売車の設備の取得及び修理に要する経費とする。

## (補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、対象経費の 2 分の 1 以内の額とし、移動販売車の購入について

は 150 万円、移動販売車の設備の取得及び修理については 20 万円を上限とし、1,000 円未満の額は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、山梨市移動販売支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
  - (2) 対象経費が確認できる書類
  - (3) 山梨市における市民税及び固定資産税の納税証明書
- (交付の決定等)

第 7 条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合において、内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定を行い、山梨市移動販売支援事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定にあたり、規則第 5 条に規定するものほか、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 2 地域以上を週 2 回以上移動販売すること。
- (2) 事業開始日から 5 年以上継続して移動販売をすること。
- (3) 第 9 条第 2 項の規定による事業実施報告書を 1 年ごとに提出すること。
- (4) その他市長が必要と認める条件

(申請内容の変更)

第 8 条 前条第 1 項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、山梨市移動販売支援事業補助金交付変更申請書（様式第 3 号）に第 6 条各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による承認をした場合について準用する。

(実績及び実施の報告)

第 9 条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた移動販売車を購入又は設備の取得及び修理したときは、速やかに山梨市移動販売支援事業補助金実績報告書（様式第 4 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象経費の領収書
- (2) 車検証の写し

2 補助事業者は、事業開始日から 1 年ごとに事業実施報告書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第 10 条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合において、内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、移動販売車の仕様が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、速やかに補助金の額を確定し、山梨市移動販売支援事業補助金額確定通知書（様式第 6 号）により当該補助事業者に通知しなければならない。

ない。

(補助金の交付)

第 11 条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金の交付を受けようとするときは、山梨市移動販売支援事業補助金請求書(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(是正のための措置)

第 12 条 市長は、第 9 条第 1 項の規定による実績報告があった場合において、購入した販売車の仕様が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(交付決定の取消し)

第 13 条 市長は、規則第 10 条に定めるもののほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

この要綱の規定に違反したとき。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取り消した部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を指定してその返還を命じることができる。

(財産の保全)

第 14 条 補助事業者は、補助金により購入した販売車を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)第 1 条の耐用年数を経過するまでに補助金により購入した販売車を処分しようとするときは、あらかじめ山梨市地域移動販売支援事業補助金財産処分承認申請書(様式第 8 号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 移動販売車の写真

(2) 車検証等概要の分かるもの

(3) 補助金交付決定通知書及び補助金交付額が確認できる書類

(4) 有償譲渡又は有償貸付の場合は、その額が分かる書類

(雑則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 34 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第 7 条に規定する交付決定を受けた者については、この要綱は、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

地域	対象行政区
山梨地域	南区 江曾原区 大工区 堀内区 水口区 切差区 矢坪区 久保区 紺屋区
牧丘地域	全域
三富地域	全域

年 月 日

山梨市長 様

所在地

名 称

代表者

印

山梨市移動販売支援事業補助金交付申請書

山梨市移動販売支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 事業費

(単位：円)

事業費（支出）	財源内訳（収入）			備考 着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日
	市補助金	その他補助金	自己資金	



第 号  
年 月 日

様

山梨市長

印

山梨市移動販売支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで、交付申請があった山梨市移動販売支援事業補助金については、下記のとおり決定したので、山梨市移動販売支援事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、通知します。

記

1 補助金の交付決定額 金 円

2 その他

- (1) この補助金の対象となる事業及び内容は、年 月 日付けによる交付申請書記載のとおりとする。
- (2) この補助金の交付条件に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取消し、補助金の返還を求めることがある。

年 月 日

山梨市長 様

所在地

名 称

代表者

印

山梨市移動販売支援事業補助金交付変更申請書

年 月 日付で交付申請書を提出した山梨市移動販売支援事業補助金について、下記のとおりその内容を変更したいので、山梨市移動販売支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付変更申請額 金 円

2 変更の理由

3 事業費

(単位：円)

事業費（支出）		財源内訳（収入）			備考
		市補助金	その他補助金	自己資金	
変更前					着手予定日 年 月 日
変更後					完了予定日 年 月 日

年 月 日

山梨市長 様

所在地

名 称

代表者

印

山梨市移動販売支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた山梨市移動販売支援補助事業については、下記のとおり完了したので、山梨市移動販売支援事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定によりその実績を報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 事業費

(単位：円)

事業費（支出）		財源内訳（収入）			備考
		市補助金	その他補助金	自己資金	
交付 決定額					着手日 年 月 日
実行額					完了日 年 月 日



様式第 6 号（第 10 条関係）

第 号  
年 月 日

様

山梨市長

印

山梨市移動販売支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで、実績報告書の提出があつた山梨市移動販売支援事業補助金については、その交付額を下記のとおり確定したので、山梨市移動販売支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

記

補助金の確定額 金 円

年 月 日

山梨市長 様

所在地

名 称

代表者

印

山梨市移動販売支援事業補助金請求書

山梨市移動販売支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先 金融機関  
口座種別 普通・当座  
口座番号  
フリガナ  
口座名義

山梨市長 様

所在地

名 称

代表者

印

山梨市移動販売支援事業補助金財産処分承認申請書

山梨市移動販売支援事業により取得した移動販売車について、山梨市移動販売支援事業補助金交付要綱第 14 条第 2 項の規定により、下記のとおり処分についての承認を申請します。

1 補助対象財産

2 財産処分の種類（該当するものに○を付けてください。）

（ 転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄 ）

3 経緯及び処分の理由

4 処分の概要